

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

1 概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体は、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について、監査委員の審査のうえで議会に報告し、公表することが義務付けられました。

「健全化判断比率」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標であり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つからなります。

また、「資金不足比率」は、各公営企業の財政の健全性を示す指標です。

「健全化判断比率」には、財政状況悪化の黄信号として「早期健全化基準」、赤信号として「財政再生基準」の2段階の基準が設けられており、基準を超えて財政が不健全と判断された場合には、健全化を図るための計画を策定し、実行することが求められます。

「資金不足比率」においても同様に「経営健全化基準」が設けられています。

■早期健全化基準

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力を図るべき「財政健全化団体」と位置付けられます。この場合、財政悪化の分析を行い、健全化の方策を示す財政健全化計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、実施状況の議会報告及び公表が義務付けられます。

■財政再生基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、著しく財政状況が悪化したため自主的な健全化を図ることは困難な「財政再生団体」と位置付けられます。この場合、財政悪化の分析を行い、再生のための計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、実施状況の議会報告及び公表が義務付けられます。

また、この計画について総務大臣の同意を得られなければ、災害復旧事業等を除く地方債を起すことができません。さらに、実際の財政運営が計画に適合しない場合は総務大臣から予算の変更等の勧告を受けます。

■経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化のための計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、実施状況の議会報告及び公表が義務付けられます。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計区分

各比率が対象とする会計の範囲は下の表の通りです。

実質公債費比率は、一般会計等を対象としますが、一般会計等以外に含まれる、実質的には一般会計が負担する公債費と同じ性質の経費については、準元利償還金として算出に含めます。

会計区分			適用範囲				
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	公債管理					
		母子寡婦福祉資金貸付					
		公園墓地					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率		
	公営企業会計	公営企業に係る会計				法適用	水道事業
						非適用	
組合等							
その他	地方公社	土地開発公社					
	第3セクター	(該当なし)					

3 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の4つの指標すべてにおいて基準を下回っており、財政の健全性が保たれています。

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等、地方公共団体の中心的サービスを行う一般会計等の赤字の程度を示したものです。一般会計等に区分される全会計で歳入が歳出を上回っているため、赤字額は生じていません。

	24年度	23年度	早期健全化基準	財政再建基準
実質赤字比率	- % (4.21%)	- % (4.38%)	11.25%	20%

()は、黒字比率

$$\begin{array}{c}
 \text{実質赤字比率} \\
 \text{— \%} \\
 \text{— \%}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{一般会計等の実質赤字額} \\
 \text{0千円}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{標準財政規模} \\
 \text{82,979,892千円}
 \end{array}
 }$$

(*黒字比率 4.21%) (*黒字額 3,493,731千円)

② 連結実質赤字比率

一般会計等のほか、水道、下水道、病院事業といった料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示したものです。上記①で述べた一般会計等のほか、公営企業会計等を含めた全会計においても、歳入が歳出を上回っているため、赤字額は生じていません。

	24年度	23年度	早期健全化基準	財政再建基準
連結実質赤字比率	- % (16.28%)	- % (15.4%)	16.25%	30%

()は、黒字比率

(*黒字比率 16.28%)	(*黒字額 13,509,400千円)
	0千円
連結実質赤字比率	連結実質赤字額
- %	= $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	82,979,892千円

③ 実質公債費比率

一般会計等の元利償還金のほか、公営企業の元利償還金に充てられた一般会計等からの繰出金など、実質的には一般会計等が負担する公債費と同じ性質の経費（準元利償還金）も含めた公債費負担額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。3ヵ年平均で算出します。

主に、病院事業会計における一般会計繰出金の公債費充当（準元利償還金）が増加したことにより、前年度に比べ0.4ポイント上昇しました。

	24年度	23年度	早期健全化基準	財政再建基準
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	6.4%	6.0%	25%	35%

	16,281,257千円	-	11,759,845千円
実質公債費比率 (H24単年度)	= $\frac{\text{(元利償還金+準元利償還金-特定財源)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$		
	82,979,892千円	-	11,759,845千円

④ 将来負担比率

公債費、準元利償還金、債務負担行為のほか、一部事務組合や土地開発公社等も含め、一般会計等が今後負担しなくてはならない負債の総額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。

土地開発公社先行取得土地の処分等により債務負担行為額は減少しましたが、病院事業会計における公営企業債等繰入見込額が増加したことにより、前年度に比べ0.6ポイント上昇しました。

	24年度	23年度	早期健全化基準	財政再建基準
将来負担比率	64.3%	63.7%	350%	なし

	242,826,617千円	-	196,980,398千円
将来負担比率[=	将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)		
	標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		
	82,979,892千円	-	11,759,845千円

4 資金不足比率の状況

公営企業ごとの資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示したものです。各公営企業会計とも資金不足は発生していません。

	24年度	23年度	経営健全化基準
(水道事業) 資金不足比率 (下水道事業) (病院事業)	—%	—%	20%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額※}}{\text{事業の規模(営業収益の額-受託工事収益の額)}}$$

※資金不足が生じていない場合は、資金の不足額をマイナスとしています。

・水道事業

建設改良工事に係る未払金の増などにより流動負債が約5.6億円増加したものの、下水道事業会計貸付金の返済などにより、流動資産が約18.6億円増加したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて14.19ポイント増加しています。

$$\blacktriangle 72.97\% = \frac{\blacktriangle 7,176,718 \text{ 千円}}{9,834,542 \text{ 千円}}$$

(H23: $\blacktriangle 58.78\%$)

・下水道事業

水道事業会計からの借入金を一括償還したことなどにより、流動資産が約7.8億円減少したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて6.34ポイント減少しています。

▲11.42%	=	$\frac{\text{▲ 1,048,495 千円}}{9,173,753 \text{ 千円}}$
(H23: ▲17.76%)		

・病院事業

退職手当債の未償還残高が約3.1億円減少し、また、現金預金及び県補助金等に係る未収金の増などにより、流動資産が約2.2億円増加したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて3.16ポイント増加しています。

▲3.16%	=	$\frac{\text{▲ 508,068 千円}}{16,048,746 \text{ 千円}}$
(H23: 0%)		